

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年12月及び6年1月

私は、平成5年4月から、A市の納税組合で国民年金保険料を納付していた。

平成5年12月及び6年1月が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成5年12月及び6年1月の2か月と短期間である上、5年3月20日に国民年金被保険者資格を再取得した以降には、申立期間を除いて国民年金保険料に未納は無い。

また、A市の国民年金被保険者名簿によれば、上記被保険者資格の再取得の届出は平成7年1月17日に行われたことが確認できることから、その届出が行われた時点では申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、オンライン記録によれば、平成7年11月7日に申立期間に係る過年度納付書が作成された事蹟が確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿には、社会保険事務所（当時）に過年度納付書の発行を依頼したことが推認される「H4、5年度キップを本人あて送ってもらう」との記載も確認できる。

加えて、申立期間の前後の国民年金保険料は過年度納付が行われていることから、申立期間のみ保険料を納付しなかったと考えるのは不自然であ

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 宮城（福島）国民年金 事案 1767

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月

私は、平成4年9月に会社を退職した後に、A県内でアルバイトをしながら生活していたが、5年12月頃、B県C市に戻った。

その後、D社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付について督促があったため、母親が平成6年6月頃、E社会保険事務所（当時）で、4年9月から6年2月までの国民年金保険料を分割して納付していたので、その間の5年5月の保険料が未納とされていることに納付できない。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は平成4年12月頃にA県F市で払い出されていることが確認できることから、その頃に国民年金の加入手続が行われ、昭和50年10月28日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できる。このため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成6年6月頃の時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、母親が申立期間を含む平成4年9月から6年2月までの国民年金保険料を同年6月頃に社会保険事務所（当時）の窓口で分割して納付していたと述べているところ、オンライン記録によれば、当該納付期間は、保険料が時効後に納付されたとして還付された5年3月を含め、いずれも毎月過年度納付されていることが確認できることから、未納にならないよう注意を払いながら過年度納付を繰り返していた状況がうかがわれ、申立期間のみ保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、上記過年度納付されていた期間を通じて、同じ事業所に勤務し、住所に変更も無いなど生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は38万7,000円、同年12月15日は40万7,000円、16年6月15日は47万3,000円、同年12月15日は60万円、17年6月15日は54万7,000円、同年12月15日は57万4,000円、18年6月15日は42万6,000円、同年12月15日は57万円、19年6月15日は45万3,000円及び同年12月17日は42万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日  
⑨ 平成19年6月15日  
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立

人の預金口座取引履歴等により、申立人は、平成 15 年 6 月 16 日は 38 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は 40 万 7,000 円、16 年 6 月 15 日は 47 万 3,000 円、同年 12 月 15 日は 60 万円、17 年 6 月 15 日は 54 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は 57 万 4,000 円、18 年 6 月 15 日は 42 万 6,000 円、同年 12 月 15 日は 57 万円、19 年 6 月 15 日は 45 万 3,000 円及び同年 12 月 17 日は 42 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は28万5,000円、同年12月15日は22万4,000円、16年6月15日は31万円、同年12月15日は37万3,000円、17年6月15日は43万1,000円、同年12月15日は40万9,000円、18年6月15日は31万円、同年12月15日は42万1,000円、19年6月15日は30万8,000円及び同年12月17日は29万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日  
⑨ 平成19年6月15日  
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立

人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は28万5,000円、同年12月15日は22万4,000円、16年6月15日は31万円、同年12月15日は37万3,000円、17年6月15日は43万1,000円、同年12月15日は40万9,000円、18年6月15日は31万円、同年12月15日は42万1,000円、19年6月15日は30万8,000円及び同年12月17日は29万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答がなく、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成17年6月15日は10万2,000円、同年12月15日は32万4,000円、18年6月15日は24万6,000円及び19年12月17日は21万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年6月15日  
④ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成17年6月15日は10万2,000円、同年12月15日は32万4,000円、18年6月15日は24万6,000円及び19年12月17日は21万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、

冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を31万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月16日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、31万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は26万2,000円、同年12月15日は24万6,000円、16年6月15日は33万4,000円、同年12月15日は38万9,000円、17年6月15日は36万8,000円、同年12月15日は41万4,000円、18年6月15日は23万8,000円及び同年12月15日は30万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は26万2,000円、同年12月15日は24万6,000円、16年6月15日は33万4,000円、同年12月15日は38万9,000円、17年6月15日は36万

8,000 円、同年 12 月 15 日は 41 万 4,000 円、18 年 6 月 15 日は 23 万 8,000 円及び同年 12 月 15 日は 30 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑧までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年12月30日及び16年7月30日は8万4,000円、同年12月30日は8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日  
② 平成16年7月30日  
③ 平成16年12月30日  
④ 平成17年7月29日

申立期間について、勤務していた株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人から提出された賞与明細書及び通常貯金預払状況調書により、申立人は、平成15年12月30日及び16年7月30日において8万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③について、申立人から提出された賞与明細書及び通常貯金預払状況調書により、申立人は、当該期間において株式会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間③における標準賞与額については、前述の賞与明細書等の資料から確認できる厚生年金保険料控除額により、8万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては、申立期間①、②及び③の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④について、申立人に係る通常貯金預払状況調書によれば、株式会社Aからの当該期間における振込記録が見当たらない。

また、株式会社Aは、申立期間④における賞与の支払に係る資料は無いとしている上、ほかに申立期間④について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城（青森）厚生年金 事案 2905

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 43 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月に株式会社Aに入社し、43 年 4 月 1 日にグループ会社の株式会社Bへ転籍となり、その後、平成 15 年 3 月に株式会社Aを退職するまでは、同社又はグループ会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主からの回答、同僚の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は株式会社A及びそのグループ会社に継続して勤務し（昭和 43 年 4 月 1 日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける昭和 43 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 宮城（福島）厚生年金 事案 2906

### 第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年4月6日、資格喪失日は20年8月20日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年4月から同年9月までは20円、同年10月から20年3月までは30円、同年4月から同年7月までは40円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月6日から20年8月20日まで

私は、C県D郡E村（現在は、F市）からの集団就職で、昭和19年4月に株式会社AのB事業所に入社し、終戦まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、集団就職した時期、株式会社AのB事業所での仕事内容等の記憶が具体的であり、同期入社であるとして氏名を挙げている同僚2人について、申立期間に同社B事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できることなどから、申立人は、申立期間において、同社B事業所に勤務していたことが推認できる。

また、株式会社AのB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と名前が相違するものの、生年月日及び姓が同一の記録（昭和19年4月6日資格取得、20年8月20日資格喪失）が確認できるところ、当該記録は基礎年金番号に未統合となっている。

さらに、株式会社Aから提出された同社B事業所が作成したとする資料（健康保険厚生年金保険被保険者名簿）には、申立人と姓の表記が相違するものの、生年月日及び氏名の読みが同一の記録が存在し、その厚生年金保険被保険者記号番号、被保険者資格取得日及び喪失日は、前述の未統合

の記録と一致していることから、両記録は同一の被保険者のものであることが確認できる上、同社では、同社提出の資料に記載されている記録は、申立人のものであると思われる旨回答している。

加えて、株式会社AのB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、前述の未統合記録の前後で厚生年金保険被保険者記号番号が連番になっている9人のうち未統合記録となっている2人を除く7人（申立人が名前を挙げた同僚2人を含む。）については、オンライン記録の住所が申立人と同じC県F市又はC県内（過去にC県内に住所を有していた者を含む。）であることから、前述の未統合記録を含め、これらの記録はC県からの集団就職者の記録と推認できる上、いずれも昭和19年4月6日に被保険者資格を取得し、20年8月20日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者名簿における未統合の記録は、申立人に係るものであると認められることから、株式会社AのB事業所の事業主は、申立人が昭和19年4月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、株式会社AのB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和19年4月から同年9月までは20円、同年10月から20年3月までは30円、同年4月から同年7月までは40円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで

私は、株式会社AのB出張所に勤務し、C県の本社において厚生年金保険に加入していた。その後、B出張所がD営業所となり、同営業所において厚生年金保険に加入したが、申立期間の被保険者記録が無かった。

申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、株式会社AのB出張所（昭和45年4月1日からは、D営業所）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、株式会社AのD営業所は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで株式会社Aにおいて引き続き有すべきものである。

また、申立人に係る標準報酬月額については、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格喪失時の標準報酬月額の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格喪失日を昭和 45 年 4 月 1 日として届出を行い、申立人の給与から控除した保険料を納付していたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで

私は、株式会社AのB出張所に勤務し、C県の本社において厚生年金保険に加入していた。その後、B出張所がD営業所となり、同営業所において厚生年金保険に加入したが、申立期間の被保険者記録がなかった。

申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、株式会社AのB出張所（昭和45年4月1日からは、D営業所）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、株式会社AのD営業所は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで株式会社Aにおいて引き続き有すべきものである。

また、申立人に係る標準報酬月額については、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格喪失時の標準報酬月額の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格喪失日を昭和 45 年 4 月 1 日として届出を行い、申立人の給与から控除した保険料を納付していたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで

私は、株式会社AのB出張所に勤務し、C県の本社において厚生年金保険に加入していた。その後、B出張所がD営業所となり、同営業所において厚生年金保険に加入したが、申立期間の被保険者記録がなかった。

申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、株式会社AのB出張所（昭和45年4月1日からは、D営業所）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、株式会社AのD営業所は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで株式会社Aにおいて引き続き有すべきものである。

また、申立人に係る標準報酬月額については、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格喪失時の標準報酬月額の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格喪失日を昭和 45 年 4 月 1 日として届出を行い、申立人の給与から控除した保険料を納付していたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで

私は、株式会社AのB出張所に勤務し、C県の本社において厚生年金保険に加入していた。その後、B出張所がD営業所となり、同営業所において厚生年金保険に加入したが、申立期間の被保険者記録がなかった。

申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、株式会社AのB出張所（昭和45年4月1日からは、D営業所）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、株式会社AのD営業所は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで株式会社Aにおいて引き続き有すべきものである。

また、申立人に係る標準報酬月額については、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格喪失時の標準報酬月額の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格喪失日を昭和 45 年 4 月 1 日として届出を行い、申立人の給与から控除した保険料を納付していたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで

私は、株式会社AのB出張所に勤務し、C県の本社において厚生年金保険に加入していた。その後、B出張所がD営業所となり、同営業所において厚生年金保険に加入したが、申立期間の被保険者記録がなかった。

申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、株式会社AのB出張所（昭和45年4月1日からは、D営業所）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、株式会社AのD営業所は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで株式会社Aにおいて引き続き有すべきものである。

また、申立人に係る標準報酬月額については、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格喪失時の標準報酬月額の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格喪失日を昭和 45 年 4 月 1 日として届出を行い、申立人の給与から控除した保険料を納付していたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 宮城（青森）厚生年金 事案 2914

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）の資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年7月1日まで  
昭和36年6月にC株式会社（現在は、D株式会社）E事業所に入社し、37年6月1日に、同社のF部門を分離独立して設立されたA株式会社に転籍したが、申立期間の年金記録が無い。

申立期間についても、それまでと同じ事務所の中で継続して勤務し、G業務等をしていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、永年勤続の表彰状及び同僚の証言により、申立人は、C株式会社E事業所及びその関連企業であるA株式会社に継続して勤務し（昭和37年6月1日にC株式会社E事業所からA株式会社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンラインの記録によれば、A株式会社は昭和37年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないものの、登記簿謄本によると、申立期間当時、同社は法人事

業所であったことが確認できる上、同僚の雇用保険被保険者記録によると、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において、A株式会社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 宮城（福島）厚生年金 事案 2915

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A株式会社からB株式会社に出向していた期間のうち昭和51年2月が厚生年金保険の未加入期間とされているが、A株式会社からB株式会社に出向していた期間の勤務は継続しており、厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A株式会社の資料を引き継ぐC株式会社が保管するA株式会社作成の申立人に係る在社履歴及び同僚の証言から、申立人は、同一企業グループのA株式会社及びB株式会社に継続して勤務し（昭和51年3月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における事業所別被保険者名簿の昭和51年1月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は既に特別清算されている上、当時の代表取締役は亡くなっていることから、これを確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和51年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所

（当時）がこれを同年 2 月 29 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B株式会社C事業所）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和39年4月にA社（後にB株式会社と合併）に入社し、52年に退職するまでD出張所に継続して勤務していたが、申立期間のA社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

途中で退職や再雇用と言われたことは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA社のD出張所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と一緒に勤務していたとする同僚は、「申立人は、申立期間に間違いなくD出張所で一緒に勤務していた。給与や勤務形態は申立期間において変わることなく、保険料も控除されていたはずだ。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年6月の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 宮城（福島）厚生年金 事案 2922

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A株式会社C事業所から同社B事業所に異動となった昭和38年3月が厚生年金保険の未加入期間とされている。

私は、申立期間当時、A株式会社においてD業務に従事し、同社C事業所から同社B事業所へ異動となった期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された在職証明書及び同社の社会保険担当者の回答から、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年3月16日にA株式会社C事業所から同社B事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社B事業所は、昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

しかしながら、A株式会社は、同社B事業所は昭和38年3月16日に組織変更により新設されたとしている上、同社は法人であり、オンライン記録によれば、同社B事業所の厚生年金保険新規適用時には250名を超える

被保険者が在籍していたことが確認でき、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、申立人は、同社B事業所において厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和38年4月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は、同社B事業所の厚生年金保険の適用事業所としての社会保険事務所（当時）への届出が遅れ、その結果、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届の提出も遅れたと回答しており、申立期間において厚生年金保険の適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、オンライン記録どおり、同社B事業所における資格取得日を同年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 宮城（青森）国民年金 事案 1764

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、夫が金融機関の窓口で税金等と合わせて夫婦分を一緒に納付していた。税金の滞納は無く、昭和 46 年 4 月に結婚してから現在まで、住所等何ら変更したことが無いにもかかわらず、4 年間の納付漏れがあることは考えられない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を「金融機関の窓口で税金等と合わせて納付した。」と主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未納の記録になっている。

また、申立期間は 48 か月と長期間であり、金融機関及び行政機関が長期間にわたり事務処理を続けて誤ることは考え難い上、一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間は同様に未納の記録になっている。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年9月までの期間及び50年4月から51年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から49年9月まで  
② 昭和50年4月から51年8月まで

昭和48年6月頃、父親がA町役場（当時）で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたと思う。

また、母親の年金記録を確認したところ、各申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているので、私の各申立期間の記録を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父親が昭和48年6月頃にA町役場で私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれた。」と述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和54年12月20日にB町（現在は、C市）において婚姻後の姓で払い出され、国民年金の被保険者資格取得日は同年10月29日となっていることから、各申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない。

また、C市からは、A町（現在は、C市）における申立人の国民年金被保険者名簿は無いとの回答を受けている上、申立人が申立期間後に転入したB町の国民年金被保険者名簿によれば、各申立期間は国民年金に未加入となっており、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親は既に死亡しているため、申立内容を確認できる証言を得ることができない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこと

をうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の父親が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで  
年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、当時、住み込みで勤務していた店の店主が私の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っており、給与から保険料として100円ぐらい引かれていた。

一緒に住み込みで勤務していた同僚も国民年金については全て店主に任せていたと話していたので、調査の上、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に住み込みで働いていたとする同僚の証言から、申立期間当時の申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は勤務先の店主が行っていたと推認される。

しかしながら、当該店主及びその妻は既に亡くなっており、申立人の申立期間における国民年金の加入状況等を確認できない。

また、申立人、当該店主夫婦及び申立人の同僚に係る国民年金手帳記号番号払出日は、国民年金手帳記号番号払出簿において確認できないが、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、いずれも昭和38年6月以降に払い出されたと推認できるところ、オンライン記録によると、同店主の国民年金保険料は、36年4月から37年9月までは未納となっており、同年10月から47年9月までの120か月分が納付済みとなっている。

これは、当該店主が大正\*年生まれである自身の年金受給要件10年を満たすため、昭和37年10月まで遡って国民年金保険料を納付したものと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該店主の妻の国民年金保険料は、申立期間後の昭和 38 年 4 月から 51 年 11 月までは納付済みとなっているが、申立期間は未納となっている。

加えて、オンライン記録によると、申立人と一緒に住み込みで勤務していたとする同僚の国民年金保険料は昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月まで納付済みとなっているが、当該同僚は、「昭和 48 年に国民年金に任意加入した後に、過去の未納となっていた期間の保険料を遡って自分で納付したことがある。」旨回答していることから、当該同僚の申立期間に係る保険料については、当時は未納であり、第 2 回（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）又は第 3 回（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）の特例納付により納付したことがうかがえる。

その上、当該店主が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 16 日  
② 平成 15 年 12 月 15 日  
③ 平成 16 年 6 月 15 日  
④ 平成 16 年 12 月 15 日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aからの給与及び賞与の振込みについては、B銀行の預金口座のみを使用していたとしているところ、申立期間①、②及び④について、同銀行の申立人に係る取引履歴において、当該事業所からの振込記録は見当たらない。

申立期間③について、B銀行の申立人に係る取引履歴により、当該期間に株式会社Aからの振込記録が確認できるものの、平成 16 年 6 月の給与支給日に振込記録が確認できない上、その振込額は、前後の月における給与の振込額とおおむね一致しているほか、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された 16 年 6 月の報酬月額から社会保険料を控除した額と一致していることから、当該振込記録は、給与に係る振込記録であると推認でき、賞与の振込みは無かったものと考えられる。

このほか、株式会社Aは既に解散しており、当該事業所の代表取締役、破産管財人及び社会保険委員であった者は、いずれも申立期間における賞与の支払に係る資料を保管していないとしている上、ほかに申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城（岩手）厚生年金 事案 2907

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 16 日  
② 平成 15 年 12 月 15 日  
③ 平成 16 年 6 月 15 日  
④ 平成 16 年 12 月 15 日  
⑤ 平成 17 年 6 月 15 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 15 日  
⑦ 平成 18 年 6 月 15 日  
⑧ 平成 18 年 12 月 15 日  
⑨ 平成 19 年 6 月 15 日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における株式会社Aからの給与及び賞与はいずれもB銀行又はC銀行の預金口座に振り込まれていたと述べているところ、申立期間①、②、④、⑤及び⑨について、申立人に係る両銀行の預金口座取引履歴において、当該事業所の当該期間に係る賞与支給日に振込記録が確認できない。

申立期間③について、当該事業所の賞与支給日（平成 16 年 6 月 15 日）に振込記録が確認できるが、平成 16 年 6 月 25 日の給与支給日に振込記録が確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された同年 6 月の報酬月額から算出される差引支給額と同年 6 月 15 日の振込額はおおむね一致することから、同年 6 月 15 日に振り込まれたのは給与であると推認される。

申立期間⑥について、当該事業所の賞与支給日（平成 17 年 12 月 15 日）に振込記録が確認できるが、平成 17 年 12 月 26 日の給与支給日の振込額（2 万 9,898 円）は、前後の月における給与の振込額に比べて著しく低額となっていることから、これが単独で給与の振込額であったとは考え難く、同年 12 月 15 日の振込額（23 万 2,204 円）を合算した額（26 万 2,102 円）が給与であったと考えるのが自然である。

申立期間⑦について、当該事業所の賞与支給日（平成 18 年 6 月 15 日）に振込記録が確認できるが、平成 18 年 6 月 26 日の給与支給日の振込額（1 万 5,001 円）は、前後の月における給与の振込額に比べて著しく低額となっている上、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された同年 6 月の報酬月額から算出される差引支給額と同年 6 月 15 日の振込額はおおむね一致することから、同年 6 月 15 日に振り込まれたのは給与であると推認される。

申立期間⑧について、当該事業所の賞与支給日（平成 18 年 12 月 15 日）に振込記録が確認できるが、平成 18 年 12 月 25 日の給与支給日の振込額（1 万 5,774 円）は、前後の月における給与の振込額に比べて著しく低額となっていることから、これが単独で給与の振込額であったとは考え難く、同年 12 月 15 日の振込額（24 万 7,537 円）を合算した額（26 万 3,311 円）が給与であったと考えるのが自然である。

また、申立期間③から⑨までについて、D 市が保管する平成 16 年から 19 年までの給与支払報告書に記載された社会保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額により推計した社会保険料額はおおむね一致することから、16 年から 19 年までの期間に、申立期間③から⑨までの賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、株式会社 A は既に解散しており、当該事業所の代表取締役、破産管財人及び社会保険委員であった者は、いずれも申立期間における賞与の支払に係る資料を保管していないとしている上、ほかに申立期間①から⑨までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑨までについて、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城（福島）厚生年金 事案 2908

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月頃から 52 年 4 月頃まで  
② 昭和 53 年 11 月頃から 56 年 11 月頃まで

私は、申立期間①は株式会社Aに、申立期間②は株式会社B（現在は、株式会社C）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、株式会社Aの所在地及び同社での仕事内容等を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aは平成 14 年に解散しているところ、同社の元事業主は、「申立期間に係る資料は残っておらず、社会保険関係の事務を担当していた者も亡くなっている。」旨回答している上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も見当たらないことから、申立人の申立期間①当時の同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、申立人が、株式会社Aと一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚について、当該同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等により、申立期間①において同社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立期間①において株式会社Aで厚生年金保険被保険者資格を取得している 23 人のうち、所在が確認できた 15 人に照会したところ、回答があった 10 人はいずれも申立人を知らないとしており、申立人の申立期間①当時の勤務実態等について証言が得られなかった。

加えて、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間①は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、株式会社Bでの仕事内容及び上司の名前等を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Cは、申立期間②当時の人事記録等の資料は残っていないとしている上、申立人の株式会社Bにおける雇用保険の加入記録も見当たらないことから、申立人の申立期間②当時の同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間②において株式会社Bで厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できた15人及び申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、回答があった9人はいずれも申立人を知らないとしており、申立人の申立期間②当時の勤務実態等の証言は得られなかった。

さらに、上記9人のうち複数の者が、「当時、株式会社Bには季節労働者や期間従業員が多く勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨回答していることから、当時、株式会社Bでは、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 1 日から同年 9 月 13 日まで

申立期間について、株式会社A（現在は、B株式会社）C事業所に勤務し、D業のE業務を担当していた。同事業所は、F駅近くでG通りに面したビル内にあった。

国の記録によれば、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、入社の際に2名の身元保証人を立てたことから正社員として採用されたはずであり、給与から厚生年金保険料を天引きされていたと思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B株式会社は、申立期間当時、申立人が勤務していたとする株式会社A C事業所の所在地に株式会社AのH支店が存在していたと回答している。

しかしながら、B株式会社は、「申立期間当時、厚生年金保険の届出事務は本社で一括して行っており、当社が保管する申立期間の人事記録に申立人に係る記録は見当たらないことから、社員、嘱託又はパートとしての入社の実実は無く、アルバイトとして雇用した可能性はあるが、その場合は厚生年金保険には加入させていない。」旨回答している。

また、B株式会社が保管する「所属別在籍者照会H支店」の記録によれば、申立期間内の昭和57年8月31日現在の職員として支店長以下8名の氏名が確認できるところ、申立人の氏名は見当たらない上、8名のうち亡くなった者を除く7名に照会したところ、3名から回答があり、いずれも申立人を知らないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に同じ業務についていた同僚女性の姓のみ

を記憶しているところ、上記の「所属別在籍者照会H支店」の記録に当該姓の者は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 9 日から 44 年 10 月 1 日まで  
国の記録では、A株式会社（現在は、B株式会社）C営業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が1万4,000円となっているが、実際の報酬額は2万2,000円であった。

当時は、正社員でD業務をしていたが、報酬額の2万2,000円は基本給であり、この額を下回ることは無かったはずである。

申立期間の標準報酬月額の記録を報酬額に応じた額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社C営業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が1万4,000円と記録されているが、同社での給与は2万2,000円を下回ることは無かったと主張している。

しかし、B株式会社は、申立人に係る申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について、確認できる資料が保存期間を経過したため不明と回答している。

また、申立期間を含む昭和43年7月から44年1月までにA株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した21名のうち、住所が判明した13名に照会したところ7名から回答があり、そのうち6名が、同社において当時従事していた業務は、申立人と同じD業務だったと回答しているところ、オンライン記録によれば、その6名の被保険者資格取得時の標準報酬月額は全員が申立人と同額の1万4,000円と記録されている。

さらに、前述の6名のうち2名が、申立期間のうち一部の期間に係る給与明細書を所持しており、同明細書及び同僚の回答から、給与支給額につ

いては、オンライン記録の標準報酬月額よりも高かったことが推認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城（福島）厚生年金 事案 2918

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで  
国の記録によると、A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の支給済期間とされているが、受け取った記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、当時の制度では、24 歳であった私は脱退手当金を受給できなかったはずである。

さらに、A 株式会社において厚生年金保険に加入した日が訂正され標準報酬月額が抹消されていることから、昭和 32 年以降の標準報酬等級は根拠の無いものであり、脱退手当金算定の基礎とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 12 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の整理番号の前後計 100 人の被保険者の中から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年間に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 10 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱」の表示があり、うち 6 人は資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされている。

さらに、上記7人のうち住所が判明した4人に照会したところ2人から回答があり、そのうちの1人は「脱退手当金について会社から説明があり、会社が請求手続をして、脱退手当金を受け取った。」と回答していることから、申立期間当時、事業主による代理請求が行われていたものと推認され、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がある。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金が支給決定される以前の未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求されたとする昭和39年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって申立期間の脱退手当金の請求が不自然な請求であるとまでは言えない。

また、申立人は、厚生年金保険法第69条の規定により60歳到達時点でなければ脱退手当金を受給できないはずであると主張しているが、昭和36年11月1日に施行された同法の附則第9条第2項第2号において、その施行日前から引き続き第二種被保険者であり、同日から起算して5年以内に被保険者の資格を喪失した者に対しては、従前の例により脱退手当金を支給するとされていることから、31年10月1日から引き続き第二種被保険者であり、39年9月1日に被保険者資格を喪失した申立人が脱退手当金を受給することは可能である。

さらに、申立人は、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日が昭和32年5月1日から31年10月1日に訂正されたことにより、32年5月以降の標準報酬等級は根拠の無いものであると主張しているが、標準報酬等級は訂正されておらず、そのまま訂正後の資格取得日から32年10月1日に定時決定が行われるまでの期間の標準報酬等級とされていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 宮城（福島）厚生年金 事案 2919

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A株式会社で働いたことがあるが、国の記録によれば、同社の厚生年金保険被保険者期間はB株式会社で被保険者期間となっていた期間と一部重複している上、私の記録とされるA株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「台帳」という。）にある被保険者の氏名は「C」となっており、私の記録ではない。

また、同じ時期に二つの会社に勤務したことは無く、A株式会社に勤務していた期間は、その前に勤務していたD株式会社を退職してからB株式会社に勤めるまでの期間であったと思うので、国の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたと述べているところ、同社に係る名簿によれば、当該期間において申立人の記録は確認できない。

また、A株式会社及び同社の事業を継承したE株式会社は既に倒産している上、両社の元代表取締役は死亡又は住所が不明であることから、申立期間当時の事情を聴取することができない。

さらに、オンライン記録において、昭和 31 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間に、A株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、住所が判明した3人に照会したところ、2人から回答があったが、いずれも申立人を知らないとしている。

一方、A株式会社に係る名簿及び台帳において、申立人の改姓前の氏名

である「F」と一字違いの「C」で、申立人と同一の生年月日の者の被保険者記録（資格取得日は昭和31年11月1日、資格喪失日は同年12月1日）が確認でき、当該記録は申立人のものとしてオンライン記録に統合されている。

また、申立人は上記被保険者記録について、申立人のものではないと主張しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、当該被保険者記録の記号番号である「\*」は、申立人の改姓前の氏名と同姓同名の「F」で、かつ、申立人と同一の生年月日の者に払い出されたことが確認できることから、名簿及び台帳に記載された「C」は「F」の転記誤りであると考えられる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、上記被保険者記録の記号番号を含む「\*」から「\*」（欠番1件あり）までは、いずれも昭和31年11月28日に払い出されているところ、名簿によれば、当該記号番号の被保険者は、いずれも同年11月1日にA株式会社において被保険者資格を取得していることから、資格取得日と当該記号番号の払出日に不自然さは無い。

なお、同じ時期に二つの事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が重複することについて、G年金事務所は、「申立期間は、年金記録のオンライン化以前であることから、事業主から被保険者に係る届出が行われた場合に、過去の記号番号の払出状況を確認することができず、重複した期間において二つの事業所に係る年金記録があることは起こり得る。」としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年 8 月頃まで

私は、昭和 56 年 6 月から 59 年 8 月頃までの期間、有限会社Aに勤務していたが、年金記録を確認したところ、58 年 8 月以降の同社に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、有限会社Aは、昭和 58 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、有限会社Aの事業を継承した事業主の子も、同社に係る資料は残っていない上、当時の経理担当者の所在も不明であるとしている。

さらに、申立人は、有限会社Aで一緒に勤務した同僚として3名の姓を挙げているが、オンライン記録にはいずれの姓の者も見当たらない上、当該姓と類似する者3名についても1名は既に亡くなっており、他の2名も住所が確認できないため、照会ができない。

加えて、申立期間より前に有限会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者であった18名のうち、死亡者及び住所を確認できない者を除く8名に対し照会を行ったところ、回答があった6名のうち、申立人を知っていると回答したのは1名だけである上、当該同僚は、申立人がいつまで同社に勤務していたかは分からないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除につ

いて確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城（青森）厚生年金 事案 2923

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月 22 日から同年 12 月 26 日まで  
② 昭和 47 年 5 月 17 日から同年 11 月 16 日まで  
③ 昭和 48 年 5 月 31 日から同年 12 月 28 日まで  
④ 昭和 49 年 4 月 30 日から同年 12 月 16 日まで

私は、申立期間について、A株式会社（現在は、B株式会社）に季節労働者として勤務していたが、国に記録されている標準報酬月額や納付した保険料が、自分の記憶より低額になっていることに納得できない。

申立期間の標準報酬月額について調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B株式会社では、当時の賃金台帳等の給与に関する資料は無いものの、申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」等を保管しており、「各申立期間について、標準報酬決定通知書に記載されたとおりの届出をしており、社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額により決定された標準報酬月額に見合う保険料を申立人の給与から控除していた。」旨回答している。

また、上記通知書等に記載された標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①において、A株式会社の事業所別被保険者名簿をみると、申立人と同日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得している社員が4名確認できるところ、資格取得時の標準報酬月額は申立人と同額又は申立人よりも低額で決定されている。

申立期間②において、申立人と同日にA株式会社の厚生年金保険の被保

険者資格を取得している社員が7名確認できるところ、資格取得時の標準報酬月額が全員が申立人と同額で決定されている。

また、上記社員のうち、A株式会社C事業所において申立人と同様にD業務に従事し、申立期間②当時の給与明細書を所持している同僚は、自身の昭和47年6月から48年1月までの給与明細書にある総支給額は日給の基本給と時間外勤務手当の合算額であると証言しており、47年6月の総支給額は、当該同僚に係る資格取得時の標準報酬月額（7万6,000円）とほぼ一致していることが認められる。

さらに、上記同僚によると、昭和47年6月支給月に係る給与明細書から、オンライン記録に基づく標準報酬月額（7万6,000円）に見合う厚生年金保険料額（2,432円）が控除されていると証言していることから、申立人についても、資格取得時の標準報酬月額（7万6,000円）に見合う保険料が控除されていたものと推認できる。

申立期間③において、申立人と同日にA株式会社の厚生年金保険の被保険者資格を取得している男性社員が14名確認できるところ、資格取得時の標準報酬月額は申立人と同額又は申立人よりも低額で決定されている。

また、申立期間③のうち昭和48年10月の申立人の標準報酬月額は、当時の最高等級（昭和46年11月から48年10月までは13万4,000円）で記録されていることから、同期間において、標準報酬月額を訂正する必要は認められない。

申立期間④において、申立人と同日にA株式会社の厚生年金保険の被保険者資格を取得している男性社員が15名確認できるところ、資格取得時の標準報酬月額については全員が申立人よりも低額で決定されている。

また、申立期間④のうち昭和49年9月から同年11月までの期間の申立人の標準報酬月額は、当時の最高等級（昭和48年11月から51年7月までは20万円）で記録されていることから、同期間において、標準報酬月額を訂正する必要は認められない。

さらに、申立期間において、A株式会社の事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額の記録を訂正した形跡は無く、不自然な処理はうかがえない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城（岩手）厚生年金 事案 2924

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 10 月まで

私は、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A市のB株式会社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無い。

入社の際にC資格を取るよう言われ、入社後に同資格を取得し、3交替フルタイムで仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 10 月 4 日までB株式会社に勤務していたことが認められる。

しかし、B株式会社は昭和 63 年 12 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、元事業主は、「会社は 30 年前に倒産しており、私は何も分からない。」としている上、当時の経理担当者は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時、親会社であるD株式会社から上記元事業主及び経理担当者と共にB株式会社に出向したとする元工場長は、「会社の社会保険事務の取扱いは詳しく分からないが、当時、従業員は 20 名ぐらいいた。雇用保険については、労務管理上、全従業員を就業時から加入させていたが、厚生年金保険については全員加入させていたわけではなかったと思う。また、C資格と厚生年金保険の加入については直接関係が無いと思う。」旨回答している。

さらに、B株式会社において、申立期間後の昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した男性 4 名は、申立期間中である 60 年

2月1日から同年10月1日までの期間に雇用保険の被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得から最短で18か月後、最長で26か月後となっていることから、同社では、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城（福島）厚生年金 事案 2925

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月頃から 46 年 6 月頃まで

A 県 B 市にあった C 株式会社勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないが、同社で D 業務や E 業務に従事していた。勤務期間中の昭和 45 年頃に同市 F 区から同市 G 区への本社移転があり、新社屋前で同僚と撮影した写真を所持しており、勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C 株式会社の元取締役及び複数の同僚の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人が C 株式会社勤務していたことは推認できる。

しかし、C 株式会社は昭和 62 年 1 月 20 日に解散し、事業主は既に亡くなっている上、同社の取締役であった者は、関係資料等は不明としていることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人が申立期間当時の同僚等として記憶する 8 人のうち、5 人が C 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このうち所在が確認できる 4 人、及び申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 6 人の計 10 人に照会を行ったところ、9 人から回答があったが、申立人が厚生年金保険に加入していたとする具体的な証言は得られなかったことから、申立人が同社において厚生年金保険に加入していたことを確認することができない。

さらに、上記同僚 8 人のうち、氏名が特定できない 1 人を除く他の 2 人は、C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、その

氏名は見当たらないことから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

加えて、申立期間に係るC株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、「健保番号」欄の番号は連番で欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。